

○床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件

(平成二十八年四月二十二日)

(国土交通省告示第六百九十一号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第三項の規定に基づき、床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を次のように定める。

床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件  
建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 床組及び小屋ばり組の隅角に火打ち材を使用すること。
- 二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS G五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。
- イ 横架材の上端と根太等の上端の高さを同一に納めること。
- ロ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の（i）又は（ii）に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（令第四十六条第四項の表一の軸組の種類欄に掲げるものをいう。以下同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。
  - （i）各階の張り間方向及び桁行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線（（ii）に該当するものを除く。）
  - （ii）各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さに対応壁の倍率（令第四十六条第四項の表一の倍率欄に掲げる数値をいう。）を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線

耐力壁線の配置	耐力壁線の相互の間隔（単位 メートル）		
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階 二階の耐力壁線 が一階の耐力壁 線の直上にのみ ある場合	階数が二の建築物の二階 上欄に掲げる場 合以外の場合

床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが (ii) に該当する場合	一〇	八・六	四・三	六・六
右に掲げる場合以外の場合	五	二・二 (一階の耐力壁線の (i) に該当するものの直上の二階の耐力壁線が (i) に該当するものである場合にあっては、四・四)	二・二	三・三

ハ 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比（以下「アスペクト比」という。）が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	アスペクト比			
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階 二階の耐力壁線が 一階の耐力壁線の直上にのみある場合	上欄に掲げる場合 以外の場合	階数が二の建築物の二階
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがロ (ii) に該当する場合	一・四	一・四	〇・七	一・四
右に掲げる場合以外の場合	〇・七	〇・四 (一階の耐力壁線のロ (i) に該当するものの直上の二階の耐力壁線がロ (i) に該当するものである場合にあっては、〇・八)	〇・四	〇・七

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。